

岡崎市商工団体共同事業費補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日
最終改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 市は、商工団体が行う共同事業の推進を図り、商工業の振興に資するため予算の範囲内において岡崎市商工団体共同事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「商工団体」とは、商業、サービス業又は工業を営む中小企業者を主たる構成員とする団体で、営利を目的としないものをいう。

2 この要綱において「共同事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 展示会、見本市、競技会、催事及び共同宣伝事業のうち商工業の振興に寄与する事業
- (2) 講習会、講演会、研究会、研修会、調査・情報提供事業、表彰事業、後継者育成事業及び新製品開発事業のうち商工業の経営の合理化及び改善に寄与する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業。ただし、当該商工団体の構成員の一部のもののためと市長が認めたものを除く。

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することのできる者は、商工団体（法人格を有しない場合は、その代表者。第7条及び第10条において同じ。）とする。

(補助金の対象)

第5条 補助金は、当該年度に行う共同事業に要する経費のうち別表に掲げる補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の総額が30万円以上のものに対して交付する。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の100分の20以内の額とし、当該額が50万円を超えるときは、50万円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、構成員に市外の者を多数含むと認める商工団体にあつては、補助対象経費の100分の10以内の額とし、当該額が25万円を超えるときは、25万円とする。
- 3 前2項の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする商工団体は、規則第5条の規定に基づき岡崎市商工団体共同事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、事業着手前ま

で、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を申請する商工団体の構成員名簿
- (2) 補助金の交付を申請する商工団体の定款又はこれに準ずるもの
- (3) 補助金の交付を受けようとする共同事業に係る収支予算書
- (4) 当該事業の実施について議決した総会又は理事会の議事録の写し（補助金の交付を申請する商工団体の代表者において原本証明をしたもの）
- (5) 補助金の交付を受けようとする共同事業に係る事業計画書（前号において事業の実施についての議決がある場合を除く）

（交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第7条の規定に基づき岡崎市商工団体共同事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、当該補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その理由を記載した岡崎市商工団体共同事業費補助事業中止・廃止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、中止又は廃止の承認の可否を決定し、通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた商工団体（以下「補助事業者」という。）は、規則第10条の規定に基づき岡崎市商工団体共同事業費補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添え、当該共同事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付の対象となった共同事業に係る収支精算書
- (2) 補助金の交付の決定を受けた共同事業に要した補助対象経費に係る支払関係書類の写し（補助事業者の代表者において原本証明をしたもの）
- (3) 補助金の交付の対象となった共同事業を実施した写真

（額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市商工団体共同事業費補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は交付すべき補助金の額が確定した後に補助事業者からの請求により交付する。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定受理者又は額確定受理者が次の各号に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部もしくは一部を取消、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部について、返還するよう命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、当該決定又は確定を受けたとき
- (2) 当該決定もしくはこれに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認める事由が生じたとき

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(有効期間)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

補助事業 の 区 分	補 助 対 象 経 費	
講習会 講演会 研修会 研究会	会場費	会場借上料（附属設備使用料を含む。）及び会場設営費
	講師謝金	講師謝金（旅費を含む。）
	教材費	テキスト印刷費、その他講習会等に直接必要な教材費
	実習旅費	研修・研究の一部として行われる視察等の旅費
	印刷製本費	宣伝用ポスター、募集案内・案内状の印刷費、成果物の印刷
展示会 見本市 競技会	会場費	会場借上料（附属設備使用料を含む。）及び会場設営費
	装飾費	会場装飾費
	旅費	旅費
	印刷製本費	宣伝用ポスター、出品者名簿、募集案内・案内状の印刷費
	広告宣伝 企画費	新聞・ラジオ・テレビ宣伝、その他広告等に要する経費、企画費（新聞広告、チラシを含む。）
表彰事業	会場費	会場借上料（附属設備使用料を含む。）及び会場設営費
	印刷製本費	賞状印刷費（筆耕料を含む。）
	記念品費	記念品購入費（筒、額縁、盾）
調査・情 報提供事 業	印刷製本費	機関紙及び調査報告書の作成費
	委託費	機関紙、調査報告書の原稿及び調査委託費
	通信運搬費	通信・運搬に要する経費
	通訳・翻訳費	通訳・翻訳に要する経費
催事	会場費	会場借上料（附属設備使用料を含む。）及び会場設営費
	装飾費	共同装飾経費、装飾品搬出・搬入経費
	印刷製本費	宣伝用ポスター、パンフレット、プレミアム付商品券・割引券等に係る印刷費

	報償費	タレント等の報償費、商店街等にある既存トイレを来訪者のために賃借する時のトイレ所有者に対する謝金（ただし、商工団体あたり 1 日につき5,000円を補助対象経費の上限額とする。）
	広告宣伝 企画費	新聞・ラジオ・テレビ宣伝、その他広告等に要する経費、企画費（新聞広告、チラシを含む。）
	イベント費	イベント委託料、イベントに係る物品のリース及び消耗品に要する経費
共同宣伝 事業	装飾費	共同装飾経費、装飾品搬出・搬入経費
	広告宣伝費	新聞・ラジオ・テレビ宣伝に要する経費
	印刷製本費	宣伝用ポスター、パンフレットの印刷費
	ホームページ 作成費	ホームページ作成委託に要する費用（内容の更新を除く。）
後継者育 成事業	研修会場費	会場借上料（附属設備使用料を含む。）及び会場設営費
	研修講師謝金	講師謝金（旅費を含む。）
	研修教材費	テキスト印刷費、その他研修会等に直接必要な教材費
新製品開 発事業	講師謝金	講師謝金（旅費を含む。）
	試作材料費	新商品試作に要する原材料費、人件費（直接経費に限る。）
	研究委託費	試作・研究開発等の専門機関への委託費
	会場費	会場借上料（附属設備使用料を含む。）及び会場設営費
	新作展示会費	新作展示会等に直接必要な経費